

別紙

熊本県地方港湾審議会委員名簿 R6.11～R8.11

条例上の区分	役 職 名	氏名
条例第3条第2項 第1号委員 (学識経験を有する者)	熊本大学大学院自然科学教育部准教授	金 洙列
	熊本大学大学院先端科学研究部教授	竹内 裕希子
	熊本商工会議所女性会理事	山本 英可
	株式会社 桃 代表取締役	浜島 玲恵
	内田法律事務所 弁護士	森 則子
同第2号委員 (港湾に係る事業を営む者)	熊本港振興協会理事	村井 浩一
	熊本県漁業協同組合連合会専務理事	水上 朝博
	八代港運協会副会長	西原 宏光
	全日本港湾労働組合九州地方本部 執行委員長	法本 健吾
同第3号委員 (港湾区域の存する市町村の長)	熊本市長 (熊本県港湾協会会長)	大西 一史
同第4号委員 (県議会の議員)	熊本県議会議員 (建設常任委員会委員長)	南部 隼平
同第5号委員 (国の地方行政機関及び県の職員)	国土交通省九州地方整備局長	森下 博之
	国土交通省九州運輸局次長	大橋 翔太
	財務省長崎税関八代税関支署長	大野 信一
	海上保安庁第十管区海上保安本部熊本海上保安部長	吉田 茂

○熊本県地方港湾審議会条例

(昭和 49 年 3 月 30 日条例第 11 号)

改正 平成 21 年 3 月 27 日条例第 21 号

熊本県地方港湾審議会条例をここに公布する。

熊本県地方港湾審議会条例 (設置)

第 1 条 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。)第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づき、熊本県の管理する港湾(法第 2 条第 2 項に規定する重要港湾及び地方港湾をいう。以下同じ。)に関する重要事項を調査審議させるため、熊本県地方港湾審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 3 条の 3 第 3 項(同条第 11 項において準用する場合を含む。)及び第 43 条の 5 第 2 項の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 2 条第 3 項に規定する港湾区域の変更及び解除に関すること。
- (2) 法第 2 条第 4 項に規定する臨港地区(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項の規定により臨港地区として定められた地区を除く。)並びに法第 37 条第 1 項に規定する港湾隣接地域の指定、変更及び解除に関すること。
- (3) 法第 39 条第 1 項に規定する臨港地区内における分区の指定、変更及び解除に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に対して意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 港湾に係る事業を営む者
- (3) 港湾区域の存する市町村の長
- (4) 県議会の議員
- (5) 国の地方行政機関及び県の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 4 条 審議会は、特定の港湾に関する第 2 条第 1 項に規定する事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第 3 条第 2 項各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 3 臨時委員は、第1項に規定する事項の調査審議が完了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。

- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員(第4条第1項の規定により臨時委員を置いた場合において、同項に規定する事項を調査審議するときは、当該臨時委員を含む。以下この条において同じ。)の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、審議会が選任した者のうちから、知事が任命する。

- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、土木部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。